

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○ 毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一、四の三 (略)</p> <p>四の四 L-ニ-アミノ-四- (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンノイル) ブチリル-L-アラニル-L-アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L-ニ-アミノ-四- (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンノイル) ブチリル-L-アラニル-L-アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。</p> <p>四の五 <u>三-アミノメチル-三・五・五-トリメチルシクロヘキシルアミン</u> (別名イソホロンジアミン) 及びこれを含有する製剤</p> <p>四の六 三- (アミノメチル) ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、三- (アミノメチル) ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。</p> <p>五、十八 (略)</p> <p>十八の二 (一R・ニS・三R・四S) -七-オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン-二・三-ジカルボン酸 (別名エンドタール)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・ニS・三R・四S) -七-オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン</p>	<p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一、四の三 (略)</p> <p>四の四 L-ニ-アミノ-四- (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンノイル) ブチリル-L-アラニル-L-アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L-ニ-アミノ-四- (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンノイル) ブチリル-L-アラニル-L-アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。</p> <p>四の五 三- (アミノメチル) ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、三- (アミノメチル) ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。</p> <p>五、十八 (略)</p> <p>十八の二 (一R・ニS・三R・四S) -七-オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン-二・三-ジカルボン酸 (別名エンドタール)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・ニS・三R・四S) -七-オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン</p>

一・二・三—ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

十八の四 一・二・四・五・六・七・八—オクタクロロ<sub>2</sub>二・三  
・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ<sub>4</sub>・七—メタノ—<sub>1</sub>H—イ  
ンデン、一・二・三・四・五・六・七・八—<sub>1</sub>ノナクロロ<sub>2</sub>二・三  
・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ<sub>4</sub>・七—メタノ—<sub>1</sub>H—  
インデン、四・五・六・七・八—<sub>1</sub>ヘキサクロロ<sub>3</sub>a・四・七  
・七a—テトラヒドロ<sub>4</sub>・七—メタノインデン、一・四・五・六  
・七・八—<sub>1</sub>ヘプタクロロ<sub>3</sub>a・四・七・七a—テトラヒドロ  
<sub>4</sub>・七—メタノ—<sub>1</sub>H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合  
物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二  
・四・五・六・七・八—<sub>1</sub>オクタクロロ<sub>2</sub>二・三・三a・四・七  
・七a—ヘキサヒドロ<sub>4</sub>・七—メタノ—<sub>1</sub>H—インデン、一・二  
・三・四・五・六・七・八—<sub>1</sub>ノナクロロ<sub>2</sub>二・三・三a・四・  
七・七a—ヘキサヒドロ<sub>4</sub>・七—メタノ—<sub>1</sub>H—インデン、四・  
五・六・七・八—<sub>1</sub>ヘキサクロロ<sub>3</sub>a・四・七・七a—テトラ  
ヒドロ<sub>4</sub>・七—メタノインデン、一・四・五・六・七・八—<sub>1</sub>  
ヘプタクロロ<sub>3</sub>a・四・七・七a—テトラヒドロ<sub>4</sub>・七—メタ  
ノ—<sub>1</sub>H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を  
有するものを除く。

十九—三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲  
げるものを除く。

一・二・三—ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。

十八の三

一・二・四・五・六・七・八—<sub>1</sub>オクタクロロ<sub>2</sub>二・三  
・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ<sub>4</sub>・七—メタノ—<sub>1</sub>H—イ  
ンデン、一・二・三・四・五・六・七・八—<sub>1</sub>ノナクロロ<sub>2</sub>二・  
三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ<sub>4</sub>・七—メタノ—<sub>1</sub>H—  
インデン、四・五・六・七・八—<sub>1</sub>ヘキサクロロ<sub>3</sub>a・四・七  
・七a—テトラヒドロ<sub>4</sub>・七—メタノインデン、一・四・五・六  
・七・八—<sub>1</sub>ヘプタクロロ<sub>3</sub>a・四・七・七a—テトラヒドロ  
<sub>4</sub>・七—メタノ—<sub>1</sub>H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合  
物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二  
・四・五・六・七・八—<sub>1</sub>オクタクロロ<sub>2</sub>二・三・三a・四・七  
・七a—ヘキサヒドロ<sub>4</sub>・七—メタノ—<sub>1</sub>H—インデン、一・二  
・三・四・五・六・七・八—<sub>1</sub>ノナクロロ<sub>2</sub>二・三・三a・四・  
七・七a—ヘキサヒドロ<sub>4</sub>・七—メタノ—<sub>1</sub>H—インデン、四・  
五・六・七・八—<sub>1</sub>ヘキサクロロ<sub>3</sub>a・四・七・七a—テトラ  
ヒドロ<sub>4</sub>・七—メタノインデン、一・四・五・六・七・八—<sub>1</sub>  
ヘプタクロロ<sub>3</sub>a・四・七・七a—テトラヒドロ<sub>4</sub>・七—メタ  
ノ—<sub>1</sub>H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を  
有するものを除く。

十九—三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲  
げるものを除く。

- (1) 四―「六―(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ」―四―シ  
 アノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (2) 「二―アセトキシ―(四―ジエチルアミノ)ベンジリデン」マ  
 ロノニトリル及びこれを含有する製剤
- (3) アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤
- (4) 五―アミノ―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチ  
 ルフェニル)―四―エチルスルフェニル―H―ピラゾール―三  
 ―カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (5) (39) (略)
- (40) N―(一―シアノ―・二―ジメチルプロピル)―二―(二・  
 四―ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する  
 製剤
- (41) N―「(RS)―シアノ(チオフエン―ニール)メチル」―  
 四―エチル―二―(エチルアミノ)―一―三―チアゾール―五―  
 カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤
- (42) 四―シアノ―四―ビフェニル||トランス―四―エチル―  
 シクロヘキサノカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (43) (71) (略)
- (72) 四―シアノ―三―フルオロフェニル||四―ヘプチルベンゾア  
 ト及びこれを含有する製剤
- (73) 四―シアノ―三―フルオロフェニル||四―「(三E)―ペンタ  
 ―三―エン―一―イル」ベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (74) 四―シアノ―三―フルオロフェニル||四―(ペンチルオキシメ  
 チル)ベンゾアト及びこれを含有する製剤

- (1) 「二―アテトキシ―(四―ジエチルアミノ)ベンジリデン」マ  
 ロノニトリル及びこれを含有する製剤
- (2) 五―アミノ―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチ  
 ルフェニル)―四―エチルスルフェニル―H―ピラゾール―三  
 ―カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (3) (37) (略)
- (38) N―(一―シアノ―・二―ジメチルプロピル)―二―(二・  
 四―ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する  
 製剤
- (39) 四―シアノ―四―ビフェニル||トランス―四―エチル―  
 シクロヘキサノカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (40) (68) (略)
- (69) 四―シアノ―三―フルオロフェニル||四―ヘプチルベンゾア  
 ト及びこれを含有する製剤
- (70) 四―シアノ―三―フルオロフェニル||四―(ペンチルオキシメ  
 チル)ベンゾアト及びこれを含有する製剤

- (75) | (76) | (略)
- (77) | α-シアノ-四-フルオロ-三-フェノキシベンジル || 三-(二-ニ-ジクロロピニル) - 二-ニ-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート ○・五%以下を含有する製剤
- (78) | 二-シアノ-ニ-メチル-二- | 三- | (二・四・六-トリオキソテトラヒドロピリミジン-五 (二H) -イリデン) - 二・三-ジヒドロー- H-イソインドール-イリデン | アセトアミド (別名ピグメントイエロー-八五) 及びこれを含有する製剤
- (79) | N-シアノメチル-四- (トリフルオロメチル) ニコチンアミド (別名フロニカミド) 及びこれを含有する製剤
- (80) | (略)
- (117) | トランス-四- (五-ブチル-・三-ジオキサソ-ニ-イール) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (118) | 四- | 「トランス-四- | 「二- (トランス-四-ブチルシクロヘキシル) エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (119) | 四- (トランス-四- (トランス-四-ブチルシクロヘキシル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (120) | (略)
- (132) | (略)
- (133) | トランス-四- (五-プロピル-・三-ジオキサソ-ニ-イール) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (134) | 四- | 「トランス-四- | 「二- (トランス-四-プロピルシクロ

- (71) | (72) | (略)
- (73) | α-シアノ-四-フルオロ-三-フェノキシベンジル || 三-(二-ニ-ジクロロピニル) - 二-ニ-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート ○・五%以下を含有する製剤
- (74) | N-シアノメチル-四- (トリフルオロメチル) ニコチンアミド (別名フロニカミド) 及びこれを含有する製剤
- (75) | (略)
- (112) | トランス-四- (五-ブチル-・三-ジオキサソ-ニ-イール) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (113) | 四- (トランス-四- (トランス-四-ブチルシクロヘキシル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (114) | (略)
- (126) | (略)
- (127) | トランス-四- (五-プロピル-・三-ジオキサソ-ニ-イール) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

「ヘキシル」エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(135) 四一「トランスー四一（トランスー四一プロピルシクロヘキシル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(136) |  
| (163) |  
(略)

三十三〜四十一 (略)

四十一の二・二・四一ジクロロロー $\alpha$ ・ $\alpha$ ・ $\alpha$ ートリフルオロー四一ニトロメタトルエンスルホンアニリド（別名フルスルファミド）及びこれを含有する製剤。ただし、二・四一ジクロロロー $\alpha$ ・ $\alpha$ ・ $\alpha$ ートリフルオロー四一ニトロメタトルエンスルホンアニリド〇・三%以下を含有するものを除く。

四十一の三 一・三ージクロロプロペン及びこれを含有する製剤

四十二 二・三ージ一（ジエチルジチオホスホロ）ーパラジオキサンを含有する製剤

四十三〜百九 (略)

2 (略)

(128) | 四一「トランスー四一（トランスー四一プロピルシクロヘキシル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(129) |  
| (156) |  
(略)

三十三〜四十一 (略)

四十一の二 二・四一ジクロロロー $\alpha$ ・ $\alpha$ ・ $\alpha$ ートリフルオロー四一ニトロメタトルエンスルホンアニリド（別名フルスルファミド）及びこれを含有する製剤。ただし、二・四一ジクロロロー $\alpha$ ・ $\alpha$ ・ $\alpha$ ートリフルオロー四一ニトロメタトルエンスルホンアニリド〇・三%以下を含有するものを除く。

四十二 二・三ージ一（ジエチルジチオホスホロ）ーパラジオキサンを含有する製剤

四十三〜百九 (略)

2 (略)